

宿日直許可に関する質疑応答 Q&A (令和4年8月24日)

NO1 許可事例／二次救急病院

[質問]

二次救急病院での宿日直許可事例がありましたら、参考まで、お聞かせください。

[回答]

医療機関の宿日直許可については、令和元年7月1日付け基発0701第8号により判断されるものであり、宿直中の勤務の実態が同通達に示された許可基準に該当するものは、労働基準法施行規則第23条により許可を与えられるものです。

二次救急病院の宿直許可事例については、本日説明した許可の参考事例(4)(5)(7)(9)(10)(13)をご参照ください。

NO2 許可基準／業務内容・頻度

[質問]

- 1 時間単位の取得について、何時間から取得可能なのか具体的に知りたい。
- 2 睡眠時間は何時間(または勤務時間あたりの割合)必要なのか知りたい。
- 3 宿直時の軽症患者対応の上限人数など、具体的な取り決めがあれば知りたい。

[回答]

1 昭和43年4月9日付け基収797号によると、始業又は終業時刻に密着して行う短時間(概ね4時間程度未満をいう)の監視又は断続的な労働は、日直の勤務としても許可すべき限りではないとしていることから、概ね4時間以上から取得可能と思料されます。

2 医療機関の宿日直許可については、令和元年7月1日付け基発0701第8号により、宿直の場合は夜間に十分な睡眠がとり得るものであることが許可要件になっていますが、定量的な時間数は示されていません。過去の不許可の事例では、最も密度が薄い診療部門でも常態的に2~3時間おきに対応が発生しているものについて、勤務実態報告書に1か月における宿直日ごとの最長の連続睡眠時間の平均が3時間33分であり、これが最も短い日は2時間21分であると示されています。

3 許可基準によると宿日直中に従事する業務について、一般の宿日直業務以外には、特殊の措置を必要としない程度の又は短時間の業務に限ることと示されており、具体例として少数の軽症の患者対応について上限人数を示したものはなく、対応人数、所要時間数及びその頻度をもって個別に許可の可否の判断をしています。

N03 許可基準／宿日直の回数

〔質問〕

医師不足のため、宿直を週2日、日直を月1回以上担当していただかなければならない状態では宿日直許可は難しいでしょうか。

〔回答〕

実際に例外が認められています。例えば、宿直週2回や日直月2回といった形で認められたケースがあります。特に医師不足の地域の医療機関において、いわゆる連直（例えば、週末に土曜日の夜の宿直から日曜日の日直、日曜日の夜の宿直までを連続して行うような宿日直）の体制を確保するために遠方から非常勤の医師を確保する必要があるという実態を踏まえた回数の例外などが認められています。本日説明した許可の参考事例（11）（12）をご参照ください。

その上で、次に、許可基準の回数の項目のただし書に当てはまるかを確認いただき、当てはまるなら、宿直週2回、日直月2回で許可できることに留意してください。このため、申請医療機関が、宿直週1回、日直月1回ではどうしてもシフトが組めない場合は、このただし書に当てはまるよう、全員を動員できないか検討してください。

N04 許可基準／宿日直の回数

〔質問〕

宿日直の回数について、厚生労働省の参考事例集には「宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮される場合」として「僻地に所在」する病院に日直月2回や宿直週2回を許可した事例が掲載されています。また、厚生労働省のFAQにも「医師不足の地域の医療機関において、・・・体制を確保するために遠方から非常勤の医師を確保する必要があるという実態を踏まえた回数の例外などが認められています」と明記されています。

医師の宿日直許可の可否を判断されるに当たって、医師不足の地域の病院の事情や実態を考慮され宿日直の回数の例外が認められるには、どのような書面を労働基準監督署に提出することが必要でしょうか。

〔回答〕

宿日直の回数について、宿日直許可申請書の宿直・日直に就きる総員数、1回あたりの員数、添付書類で医師の人数を記載いただきたい。また、具体的に必要な書類については、申請の際に所轄の労働基準監督署に事前に相談いただきますようお願いいたします。

N05 手続き／実地調査

[質問]

労働基準監督官による実地調査では、宿日直業務に実際に従事する医師へのヒアリングが行われるとのことですが、その際にはどのようなことを尋ねられるのでしょうか。

[回答]

労働基準監督官による実地調査では、宿日直許可の申請時に提出された書類の内容が事実即したのか、実際に従事する医師の中から複数名を指名させていただき、面談又は電話により確認します。

お尋ねする事項としては、宿日直勤務の開始・終了時刻のほか、待機場所、手当の額、宿日直の回数、従事業務の内容や時間、外来患者数、入院患者対応頻度、睡眠時間などです。

N06 手続き／許可の再取得

[質問]

当院においては、宿日直の許可証は保管しているものの、許可後、所在地を移転し建物を新築したほか、週休2日制導入に伴う所定労働日数の変更など、許可を受けた当時とは状況が変化しています。

このようなケースでは、宿日直許可の再取得が必要な場合があると聞きましたが、許可証の内容がどの程度実態と合っていないと再取得が必要なのでしょうか。

[回答]

宿日直の回数、宿日直で拘束される時間数や時間帯、従事する業務内容や業務負担の程度・量などが、労働者の負担を重くする方向で変化している場合には、改めて許可を取っていただく必要がある場合があります。

再取得が必要かどうかについては、個別具体的に判断されるものですので、お持ちの許可証の内容と現在行われている宿日直勤務の態様を事前に比較されたうえで、労働基準監督署にご相談ください。相談時の質問に対する回答に期限を付すことは通常ありませんが、法に適合しない状態を放置することは好ましくありませんので、速やかに改善に着手していただくようお願いします。